

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	川崎港コンテナターミナル関連施設	評価対象年度	令和5年度
事業者名	事業者名 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭 共同事業体 代表者名 横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長 人見 伸也 住所 横浜市西区みなとみらい2-3-1	評価者	港営課担当課長
指定期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日	所管課	港湾局川崎港管理センター港営課

2. 事業実績 ※[]内は令和4年度実績

利用実績	【荷さばき地関係】 専用荷さばき地(1級) 1件〔2件〕 専用荷さばき地(2級) 1件〔1件〕 【電気施設】 冷凍用コンセント 2, 660件〔 4, 190件〕 【事務所】 管理棟事務所 12件〔12件〕 【事務所付帯施設】 荷役機械置場 1件〔1件〕 シャーシー置場(内) 1件〔2件〕 シヤーシー置場(外) 6件〔1件〕 メンテナンスショップ 1件〔2件〕 ゲート関連施設 1件〔1件〕 給油施設 2件〔2件〕 洗浄場 1件〔1件〕 【軌道走行式荷役機械】 ガントリークレーン 772件〔802件〕 トランスファークレーン 1, 543件〔1, 427件〕 【駐車施設】 駐車場施設 17件〔16件〕			
収支実績	【令和5年度 収支実績】 (単位:千円) (税抜) 収入額 利用料金収入 333, 653千円〔 353, 748千円〕 その他収入 1, 805千円〔 1, 440千円〕 補償金 0千円〔0千円〕 計 335, 458千円〔355, 187千円〕 支出額 (市への納付金含む) 324, 164千円〔348, 502千円〕 不可抗力費用 0千円〔0千円〕 計 324, 164千円〔348, 502千円〕 ※千円未満は四捨五入			
サービス向上の取組	・施設利用者との会議等を随時開催し、意見・要望等の把握 ・指定管理者ならではの迅速な施設の維持補修の実施			

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
利用者満足度	利用者満足度	利用者満足度調査を適切に実施しているか	10	3	6
		利用者満足度は向上しているか			
		調査結果の分析を行い、満足度向上のための具体的な取組に反映しているか			
	事業成果	事業実施による自己評価を行っているか	13	3	7.8
		当初の事業目的を達成することができたか			
	(評価の理由) 【利用者満足度】 ・ターミナルを効率的かつ安全に運営するため、毎月1回、施工業者、利用者及び市と利用者調整会議を開催し、補修工事等を実施する際の荷役作業への影響を最小限とするよう調整を行った。また、ターミナルの効率的な運営を図るため、毎月1回ターミナルオペレーター連絡会議を開催したほか、随時、利用者との意見交換等を行い、要望等の把握に努めた。 ・港湾運営会社を活用して8年目の指定管理であったが、川崎臨港倉庫埠頭㈱の第1期指定管理期間からのターミナルの管理・運営の実績と経験を活かし、適切な感染症対策を講じつつ、ターミナルオペレーターとの密な連携のもと、令和5年度においてもゲートオープン時間延長の実施回数に基づき、ゲート関連施設の料金を減額するインセンティブを設けるなど、早朝・夜間の工場・倉庫搬出入等の柔軟なサプライチェーンの実現に寄与した。 ・指定管理者のターミナル運営に関しては苦情等を受けていない。 【事業成果】 ・業務の履行やサービスについてチェックシートを用いた自己評価を毎月必ず実施し、市と協議の下、事業目標を達成できるようサービス内容を精査した。 ・年間約5千件を超える施設の利用許可を適切に行い、料金徴収においても全件、確実に収納した。 ・コロナ禍においても、施設の保守管理を適切に行ったほか、軽易工事について、年度協定書で定めた令和5年度年間累計標準額23,485千円を752千円上回る24,237千円を執行するなど、設備の老朽化に対応した施設管理を、当初の期待水準以上に迅速かつ積極的に行った。 ・令和5年度におけるコンテナ取扱貨物量は、96, 071TEUとなった(令和4年度の取扱貨物量は109, 512TEUであり、12. 3%減となった。)が、これは令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行になり収束に向かったものの、ウクライナ紛争の長期化、中東での紛争によるスエズ運河からの運行回避などサプライチェーンが混乱する中、主要港は取扱貨物量を一定程度回復したが、東京港や横浜港等の近隣港への集約化の影響を受けるなど、指定管理者の努力に因らない事情であった。しかし、厳しい状況の中でも効率的かつ効果的な管理運営を行ったほか、川崎港戦略港湾推進協議会等と連携した海外ポートセールスの再開、新規荷主獲得に向けた川崎港のPR活動や新規利用提案、既存顧客に対しての利用促進に資する取組を行い、顧客との信頼関係を維持しながら、ポートセールス活動を行ったことにより、定期航路網を維持し、船社及び大手荷主の他港への利用転換等を防いだ。				

収支計画・実績	効率的・効果的な支出	計画に基づく適正な支出が行われているか	6	3	3.6
		支出に見合う効果は得られているか			
		効率的な執行等、経費削減の具体的な取組は為されたか			
	収入の確保	計画どおりの収入が得られているか	8	4	6.4
		収入増加のための具体的な取組が為されているか			
	適切な金銭管理・会計手続	指定管理経費とその他業務に係る経理を区分し、適切に管理しているか	5	3	3
		事業収支に関して適正な会計処理が為されているか			
	(評価の理由)				
	【効率的・効果的な支出】 ・収支計画に基づき適正な執行がなされた。 ・委託業務や軽易工事は価格競争による業者選定を行い、経費削減に努めた。 ・巡回等で施設・設備の点検を行い、損傷等の状況把握に努め、計画的な修繕を行った。				
	【収入の確保】 ・令和5年度の取扱貨物量は、令和4年度の109,512TEUと比較して、12.3%減の96,071TEUに減少したことに伴い、荷さばき地等の利用や荷役機械等の利用時間が減少し利用料金収入が前年度と比較して約5.7%減の20,095千円の減収となる333,653千円であったが、減収を上回る支出縮減努力により、市に収める納付金額を前年度から約756千円増額させた。 ・令和5年度から新規供用開始したバンプールの荷さばき地(2級)やゲート関連施設について、適切な管理運営を行いターミナルの機能性を向上させたことにより、利用者のニーズに応え、同施設の利用許可を適切に実施し、収入を確保した。				
【適切な金銭管理・会計手続】 ・指定管理者の社内規程に基づき、適切な金銭管理及び会計手続がなされた。					
サービス向上及び業務改善	適切なサービスの提供	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	12	4	9.6
		サービスの利用促進への具体的な取組がなされているか			
		利用者への情報提供を適切かつ十分に行っているか			
	業務改善によるサービス向上	業務改善が必要な場合に、現状分析、課題把握、改善策の検討と実施が行われているか	5	5	5
		業務改善の取組によって具体的な効果があらわれたか			
	利用者の意見・要望への対応	利用者ニーズの把握に努め、それを事業や管理に反映させる取組がなされているか	10	3	6
		利用者からの苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか			
	(評価の理由)				
	【適切なサービスの提供】 ・ターミナル内のバンプールの利便性や多数用意されたリーファー電源など施設の特徴を活かし、きめ細やかなサービス提供を行った。 ・仕様書等に基づき、利用者に対し適切にサービスを提供しており、毎月の業務報告を所管課との定例会議により行った。 ・施設が適切に利用されているか定期的に確認を行っており、利用を許可された荷さばき地の区画以外への蔵置やふ頭用地の汚損等、不適切利用があった際には指導を行い、適切な利用を促した。 ・川崎臨港倉庫埠頭㈱のホームページ上に各種申請書の様式等を掲載するほか、問合せページを設けることにより、利用者の利便性向上を図った。 ・バンプール等の新規供用に伴い、ターミナル内の導線が大きく変更となったことから、コンテナターミナル構内走行規則を見直すとともに、ドライバーが混乱しないよう関係者とともに構内案内図を作成して供用開始前から個別に配布するなど、こまやかな周知を図った。				
	【業務改善によるサービス向上】 ・令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、完全に収束したわけではないものの、6月にはベトナムへの海外ポートセールスを再開するなど状況に合わせて活動を活発化させた。				
・バンプールの供用開始に伴い、入口ゲートの場所が変更となったことから、ターミナルオペレーターをはじめとする各利用者が、入口ゲートに車輛が渋滞している状況を迅速かつ正確に把握することや、ポートセールスの一環として、川崎港のアピールポイントである渋滞のないスムーズな搬出入のため、監視カメラを設置し、その情報を利用者等と共有するなど効率的な運用を実現できるよう対応を図った。 ・ターミナル内での軽易工事に際しては、市や利用者と情報共有し、迅速な対応を行った。漏水対応では、過去の市の漏水対応を踏まえ、適切な手順で対応を実施し、被害を最小限に留めた。					
・仕様書等では明示されていない事項であっても、利用者の利便性向上や安全対策に資する内容であれば、市と基本協定に基づき、いわゆる「甲乙協議」を積極的に実施し(令和5年度は計7件協議を実施)、指定管理業務として柔軟な対応を行った。					
【利用者の意見・要望への対応】 ・市の維持管理・補修工事等から、新たな施設整備計画についての現場ヒアリングまで、様々な場面で利用者と市との間で積極的に関わり、改善点・課題・代案の提示、意見聴取、調整などを行い、円滑な運営に貢献した。 ・所管課との協議を毎月1回行い、現状分析、課題把握等の検討を行った。 ・利用者調整会議を通じて把握した意見・要望については社内で共有するとともに改善策の検討を行った。 ・改善策については、利用者の視点に立った検討を行い、施設改修等について市への確な意見提案があった。 ・利用者から出た意見に対し、利便性や安全性を考慮し、軽易工事に依らず職員の直営で舗装の補修を行うなど積極的に対応を行った。 ・自主事業としてこれまで整備されていなかった二輪車用の駐輪場所について、エリアを明確にし、区画線を明示する等の対応を図り、利用者から適切な料金を徴収することにより、コンテナターミナル内の環境整備を実施した。					

組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員（人数・有資格者等）が必要な場所に適切に配置されているか	5	4	4	
	連絡・連携体制	定期または随時の会議等によって所管課との連絡・連携が十分に図られているか				
	担当者のスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修が定期的に行われ、スタッフのスキルとして浸透しているか	3	4	2.4	
	安全・安心への取組	事件・事故、犯罪、災害から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか（人員配置、マニュアル、訓練等）	5	4	4	
		緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築し、定期的に情報交換等を行っているか				
	コンプライアンス	個人情報保護、その他の法令遵守のルール（規則・マニュアル等）と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか	5	3	3	
	職員の労働条件・労働環境	スタッフが業務を適正に実施するための、適切な労働条件や労働環境が整備されているか				
	環境負荷の軽減	環境に配慮した調達や業務実施が行われているか	3	4	2.4	
	（評価の理由） 【適正な人員配置】 ・ターミナル内の灯油・軽油等、危険物への対応のため、危険物保安監督者を配置するなど、仕様書に基づく適切な人員配置が行われた。 ・川崎臨港倉庫埠頭㈱本社部門とコンテナターミナル運営部間の人事異動により、ノウハウが引継がれるなど、長期的な視点で体制を強化した。 【連絡・連携体制】 ・毎月1回、市、施工業者、利用者及び指定管理者による利用調整に関する会議やターミナルオペレーターとの会議、市との会議など、所管課をはじめ関係部門と随時連絡調整を行い、十分な連携のもとに事業を行った。 ・業務用として軽量なモバイルパソコンと公用スマートフォンを導入し、在宅での業務を行いやすくしたことに加え、職員が事務所を不在にする時に、これまでは川崎臨港倉庫埠頭㈱本社に電話を転送していたところ公用スマートフォンに連絡が来るようになり、少ない人数であってもより効率的な体制を構築した。 【担当者のスキルアップ】 ・ターミナルの管理運営に関する各種法令等についての内部学習会を随時実施したほか、外部研修への派遣、実務においてはOJTを行うなど、業務知識の習得に努めた。 ・令和5年度から、市と連携して行政関係の研修に参加するようになり、担当者の知見を広げる取組を実施している。 ・軽易な陥没補修や区画線引き等について、工事発注によらず、担当者が直接対応する内容を増やしており、即時対応能力が向上している。 【安全・安心への取組】 ・毎月1回、ターミナルオペレーターと合同で安全パトロールを行ったほか、ターミナル巡回の際に詳細に施設・設備を点検し、事故の未然防止に努めた。 ・令和3年度より、経営者・管理者でコンテナターミナル内の施設パトロールを定期的に実施し、危険箇所や修繕箇所を認識することで、「災害時の緊急対応」・「災害防止」・「利用者サービスの向上」等に繋げた。 ・令和5年度発生した事故について、事故の原因者からは速やかに「事故報告書」を提出させ、物損であった場合には直ちに原状復旧するよう指示し、全件において事故防止策及び安全対策の周知徹底を図るよう指導した。また、発生した事故のほとんどがドライバーの運転ミスによる接触事故など、利用者側の瑕疵による事故であった。 ・事故対策に関して、業者毎にヒヤリハットの取りまとめや他港の事故情報を共有する等、利用者がより安全に利用できるよう努めた。 ・火災発生時に迅速な対応がとれるよう、施設利用者を含めた関係者と消防訓練を実施し、対応手順の再確認を行うことで習熟を図った。また、消防署と連携した訓練開催に向けて事前調整を行った。 ・風によるガントリークレーンの逸走の防止を目的とした規定が平成29年度に策定されたことを受け、利用者及び市とともに安全確保のため逸走防止に努めた。 ・日本全国で外来種であるヒアリが発見されたことから、数回にわたっての国のヒアリ調査に協力した。また、令和5年度は環境省が主催するヒアリ講習会に初めて参加し、知識を深めるとともに発生時の対応等の習得を図った。なお、令和5年度までヒアリの発見はない。さらに、ここ数年、東扇島内で特定外来生物であるアルゼンチンアリが発生し、市において対処が進められていることから、コンテナターミナルでは発生していないものの随時情報の把握を行った。 ・各種感染症対策として、令和2年度以降実施している管理棟ソーラース受付小屋及び管理棟エントランス入口等人の出入りが多い箇所への消毒液の設置やエレベーターやトイレ入ロドアノブへの抗菌シートの貼付等の取組を継続して実施した。 ・令和元年度において、台風により施設の被害を受けたことから、令和2年度より、台風の直撃が見込まれる際、市やターミナルオペレーターを含む人員で組織する合同対策本部を設置することとした。令和5年度においては、台風対策会議を1回開催し、事務局として対応・対策を講じた。 【コンプライアンス】 ・個人情報保護、その他の法令を遵守し、適正な管理運営がなされている。 【職員の労働条件・労働環境】 ・労働条件については社内規程に基づき適切な労働条件や労働環境が整備されている。 【環境負荷の軽減】 ・横浜川崎国際港湾㈱及び川崎臨港倉庫埠頭㈱がともに、令和2年度から「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」に賛同事業者として登録しており、その考え方に沿って環境に配慮し、LED照明の導入やエアコンの設定温度の徹底、消灯の励行等の取組を継続した。 ・令和5年度から新たにPHEV車の導入やEV車用充電設備設置の検討を進めるなど、環境負荷の低減に寄与する取組を実施した。					
	適正な業務実施	施設・設備の保守管理	安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に実施しているか	10	4	8
管理記録の整備・保管		業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか				
清掃業務		施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか				
外構・植栽管理		外構の植栽を適切に管理（草刈、剪定、害虫駆除等）しているか				
備品管理		設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切に行われているか				
（評価の理由） 【施設・設備の保守管理】 ・施設の維持補修、軽易工事については緊急性、安全性、費用対効果を考慮し、優先順位をつけて効果的かつ積極的に執行した。 ・ターミナル施設が供用開始から約27年経過していることから、今後多くの施設が老朽化が進んでいくことを見据えて、積極的に軽易工事を実施し、結果として令和5年度は計28件の軽易工事を行い、いずれも迅速かつ適正に執行した。 ・令和5年度は「経営者・管理者施設パトロール」を4回実施し、施設の保守点検を強化した。 ・予期せぬ漏水等の発生にも迅速かつ適切に対応した。 ・管理棟内のトイレについて順次洋式化を進めているほか、照明のLED化や空調設備の更新など、大規模リニューアルを待たずに軽易工事の範囲内で可能な対応を行い、施設・設備の保守管理の向上に寄与している。 【管理記録の整備・保管】 ・業務日誌のほか各種管理記録は適切に整理・保管されている。 【清掃業務、外溝・植栽管理】 ・清掃、外溝・植栽管理は委託業者により適切に行われ、指定管理者による適切な履行確認が行われた。 【備品管理】 ・備品は管理区分ごとに適切な管理が行われている。						

4. その他加点

分類	項目	着眼点			評価点
その他加 点	市の政策課題への取組	特になし			
	（評価の理由）				

5. 総合評価

評価点合計	71.2	評価ランク	B
-------	------	-------	---

評価ランク	適用基準（評価点合計）
A	総合評価の結果、特に優れていると認められる。（80点以上）
B	総合評価の結果、優れていると認められる。（70点以上80点未満）
C	総合評価の結果、適正であると認められる。（60点以上70点未満） ※標準点
D	総合評価の結果、改善が必要であると認められる。（50点以上60点未満）
E	総合評価の結果、問題があり適切な措置を講じる必要がある。（50点未満）

6. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

○港湾運営会社である横浜川崎国際港湾㈱が、ターミナル運営の実績がある川崎臨港倉庫埠頭㈱と結成する共同事業体が行う指定管理としては8年目であったが、川崎臨港倉庫埠頭㈱の経験とこれまで培った利用者やターミナルオペレーターとの信頼関係を活かし、円滑かつ効率的なターミナル運営を行った。

○令和5年度においても、バンブール供用開始に向けた大規模整備等を行いながらのスムーズなターミナル運営が求められたが、市、利用者及び施工業者と密な調整を図った。また、バンブール供用開始前後は、大規模な動線変更に対して、こまやかな走行案内図の作成や監視カメラを設置するなど、状況に合わせ、柔軟な対応と事故の未然防止に努めた。

○巡回等で施設の破損・損傷の早期発見に努め、また、利用者から補修の意見・要望があった場合には速やかに確認を行い、市と協議の上、優先度を判断しながら補修を執行した。

○コンテナ取扱貨物量が前年度の約10万9千TEUから約9万6千TEUとなり、3年連続で前年を下回ることとなったが、ウクライナ紛争の長期化、中東での紛争によるスエズ運河からの運行回避などサプライチェーンが混乱する中、主要港は取扱貨物量を一定程度回復したが、東京港や横浜港等の近隣港への集約化の影響を受けるなど、厳しい状況においても外内航の定期航路網を維持するなど、官民一体のポートセールスの成果が出ている面も見られる。

○市への納付金額が前年度から約756千円増の168,982千円となった。これは、取扱貨物量の減少に伴い荷さばき地等の利用や荷役機械等の利用時間が減少し、利用料金収入が減収となったが、減収を上回る支出縮減努力によるものである。

○仕様書等では明示されていない事項であっても、利用者の利便性向上や安全対策に資する内容であれば、市と基本協定に基づきいわゆる「甲乙協議」を積極的に実施し、指定管理業務として柔軟な対応を行った。

○毎月1回、ターミナルオペレーターと合同で行う安全パトロールや、経営者・管理者が定期的に行う施設パトロールによって、詳細に施設・設備を点検し、事故の未然防止に努めた。

○令和5年度は新たにPHEV車の導入やEV車用充電設備設置の検討を進めるなど、環境負荷の低減に寄与する取組を実施した。

7. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

○指定管理者第4期目において2年目を迎えるが、引き続き、市及び川崎港戦略港湾推進協議会等の関係団体と連携したポートセールスを推進するとともに、川崎港コンテナターミナルの特徴や優位性を積極的にPRすること。

○東扇島に立地する倉庫事業者等と連携しながら、荷主に対して働きかけを行い、貨物集貨に取り組むことで、川崎港の更なる利用拡大に努めること。また、利用拡大に柔軟に対応できるよう、職員のさらなるスキルアップに努めること。

○令和6年度においても、ターミナル内の関連工事が予定されており、利用者からの意見の収集・把握に努め、市と協議の上、必要な安全対策等を講じ、円滑なターミナル運営に取り組むこと。中でも、ガントリークレーンレール交換工事やガントリークレーン電源ケーブルに係る工事については、市、施工業者及びターミナルオペレーターを含めた利用者と密に連絡・調整を図ることで、コンテナターミナルの運営や荷役作業への影響を最小限に抑えること。

○コンテナターミナル施設の老朽化が進んでおり、管理棟の空調施設等、設備の計画的な更新及び維持補修を行う必要があるため、市と協議の上、執行すること。

○令和7年度以降、荷役機械の更新やターミナル内の大規模改修が計画されており、荷役への影響が懸念されることから、これに対し令和6年度中から関係者と調整し適切な対応を図ること。